

三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を支援することにより、少子化対策、及び移住定住促進の強化に資することを目的に、新規に婚姻した世帯を対象に、住宅賃借費、引越費用、及び住宅のリフォーム費の一部に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- （2） 住居賃借費 婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅物件を賃借する際に要した賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該月額手当額を除いた額とする。
- （3） 引越費用 婚姻を機に町内の居住用住宅に引っ越しするために要した費用(公的制度若しくは勤務先より引っ越しに要する手当が支給されている場合はその額を除く。)のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- （4） 町税等 町税その他町の債権に係る徴収金をいう。
- （5） 住宅のリフォーム費 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、町への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであることとする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- （1） 新婚世帯の総所得金額（申請日の属する年の前年（申請日の属する月が1月から3月までの場合にあっては、前々年）の総所得金額の合算額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれの計算方法により算出して得た額が、500万円未満であること。
 - ア 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 新婚世帯の総所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額

- (2) 補助金の申請日において夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (3) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する新婚世帯は、補助対象者としなない。

- (1) 過去に夫婦の双方又は一方が三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）を受けたことがある新婚世帯
- (2) 双方又は一方に町税等（転入した場合にあっては、転入前の市区町村税等を含む。）の滞納がある新婚世帯
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けている新婚世帯
- (4) 国及び地方公共団体等が実施する事業において移転補償を受けている世帯
- (5) 生活保護を受給している世帯
- (6) 双方又は一方が次のいずれかに該当する世帯
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。）に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - イ 暴力団員である者
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) その他町長が補助金の対象として不適当と認める者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。）は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に支払った住宅賃借費、引越費用、及び住宅のリフォーム費の合算額とする。ただし、次に規定する費用は対象経費から除くものとする。

- (1) 補助金の申請日において現に居住していない住宅物件に係る経費
- (2) 賃貸に伴う駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱水費等
- (3) 婚姻前に支払った経費
- (4) 夫婦の親族に支払った経費
- (5) 住宅のリフォームに伴う倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、住宅賃借費、引越費用、及び住宅のリフォーム費の合算額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、婚姻の時点において夫婦共に29歳以下のときは、60万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、令和6年7月1日から令和7年3月31日までの間に、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本の写し
- (2) 婚姻後の戸籍謄本の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 納税証明書（未納がない証明でも可）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号、住居賃借費の補助金交付を申請する場合に限る。）
- (6) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (7) 賃借住宅物件の賃貸借契約書の写し（住居賃借費の補助金交付を申請する場合に限る。）
- (8) 賃借住宅物件に係る家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の領収書の写し（住居賃借費の補助金交付を申請する場合に限る。）
- (9) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用の補助金交付を申請する場合に限る。）
- (10) 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できる書類の写し（住宅のリフォーム費の補助金交付を申請する場合に限る。）
- (11) 住宅のリフォーム費に係る領収書の写し（住宅のリフォーム費の補助金交付を申請する場合に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第1項の申請内容に変更が生じるときは、速やかに三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）変更交付申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち

ち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求等）

第8条 交付決定者は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） その他この要綱に違反する行為があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）取消通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の支給決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が支給されているときは、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、期限を定めて三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）返還命令書（様式第9号）により補助金の全額または半額の返還を命じるものとする。ただし、倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三宅町が認めた場合はこの限りではない。

- （1） 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 申請日から3年未満に三宅町から転出した場合
- （2） 半額の返還
 - 申請日から3年以上5年以内に三宅町から転出した場合

（遅延利息）

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年

10. 95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(報告等)

- 第12条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。
- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす住宅賃借費又は引越費用を支払った場合は、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす住宅賃借費又は引越費用を支払った場合は、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす住宅賃借費、引越費用、または住宅のリフォーム費を支払った場合は、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす住宅賃借費、引越

費用、または住宅のリフォーム費を支払った場合は、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(申請の特例)

2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす住宅賃借費、引越費用、または住宅のリフォーム費を支払った場合は、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。